

2022春闘スローガン「未来をつくる。みんなでつくる。」

連合栃木2022春季生活闘争の取り組み方針

1. 基本方針

連合栃木は、「連合2022春季生活闘争方針」のもと、すべての働く仲間の処遇改善に向け、構成組織・地域協議会と連携を図り、取り組みを展開する。特に、中小労働者や有期・契約・派遣などで働く仲間の処遇改善と格差是正についても積極的に取り組む。

また、県内の賃金相場形成と社会的波及を意識し、特に未組織労働者の「底支え」「底上げ」に取り組むために、各構成組織と連携し、賃金改定の取り組み状況について情報提供・収集・発信することにより社会的責務を果たしていく。

連合栃木においては「闘争委員会」、「中小共闘センター」を組織し、情報共有化や交渉支援を重視した取り組みを行う。また、個別賃金実態調査（地域ミニマム運動）、労働条件調査（連合栃木総研）への参加組合を拡大し、情報の集約・分析とその開示を進める。

2. 具体的な取り組み

(1) 連合栃木の取り組み

①闘争体制の確立

- a)連合栃木執行委員会で闘争委員会を開催する（第2回執行委員会）
- b)中小共闘センターを設置し、連携した取り組みを行う（第3回闘争委員会）

②春闘情報のタイムリーな収集・提供・共有

- a)連合栃木2022春闘情報を発信する
- b)マスコミへ情報提供、ホームページでの公開など県内へ情報発信する

③部門連絡会議での情報交換と政策制度に関する討議

④行政、経営者団体等への要請

- a)栃木県経営者協会との2022年栃木県労使協議会（2022年2月24日）【コロナ禍により中止】
- b)関係機関・団体への要請
 - ・栃木県・栃木労働局・栃木県商工会議所連合会・栃木県商工会連合会・栃木県中小企業団体中央会等に対して2月下旬～3月上旬に実施する

⑤「2022春季生活闘争方針(案)説明会」の開催（2021年11月29日、最賃学習会と同時開催）

⑥「2022栃木県地域労使活性化フォーラム」の開催（2022年1月29日）【コロナ禍により中止】

⑦連合栃木「2022春季生活闘争総決起集会」の開催（2022年2月5日）【WEB集会に変更】

⑧中小・地場交渉組合、未組織労働者の支援

- a)中小共闘センターを設置し、中小・地場組合の要求・交渉状況・回答内容などについて情報収集とともに、タイムリーに発信していく。なお、中小共闘センターは、各構成組織からの登録を基本とし、対象組織に対し文書をもって情報提供等を依頼する。

- b)中小共闘センター登録組合に対して、交渉材料として「中小労組元気派宣言」、「連合白書」、「連合栃木総研白書（2021労働条件調査結果等）」などを提供する。

- c)構成組織などへの訪問活動を通じて情報収集を行う。また、組織の要請に基づき、争議発生時には激励や解決に向けての支援を行う。

⑨地域ミニマム運動（個別賃金実態調査）の推進（別紙参照）

- a) 個別賃金実態調査は、県内の組織労働者の賃金水準を明らかにし、「賃上げ要求の根拠を示す」、「県内中小企業の職場の労使交渉を支える資料をつくる」、「地域や産業の賃金水準に基づくモデルを示し、若い人たちに将来予測を示し、組合運動への取り組み意欲を高める」、「一時的な景気・経済環境の変動による賃金水準の低下を防ぐ」ことなどを目的として実施する。
- b) 参加組合は自組織の賃金水準を把握し、連合栃木全体の賃金水準と業種別・規模別水準の比較をすることで格差等を確認、非合理な格差の是正をしつつ、企業内最低賃金設定にも努める。

⑩最低賃金の取り組み

- a) 連合栃木最低賃金対策委員会を組織し、栃木県地方最低賃金、特定業種別最低賃金の改定に向けて取り組む。

(2) 構成組織の取り組み

- a) 連合栃木に要求・回答等の情報提供を行う。
- b) 中小共闘センターの取り組みに対し、各構成組織の単組は積極的に参加する。
- c) 連合栃木および地域協議会が主催する集会・会議等に積極的に参加し、職場における春季生活闘争に対する意識高揚と世論形成に努める。

(3) 地域協議会の取り組み

- a) 地協春闘学習会を企画し、すべての管内組合（中小共闘登録組合含む）へ参加を呼び掛ける。
- b) 幹事会開催に合わせて、地協春闘連絡会（仮称）を開催するなどし、地域の中小共闘参加組合を含めて、交渉状況の把握・情報交換につとめ、地域共闘の強化をはかる。
- c) 連合春闘情報などを活用し、連合未加盟組織や未組織企業、市町商工会や商工会議所を訪問し、情報交換につとめる（連合栃木組織拡大担当とも連携）。

<連合栃木 2022 地域ミニマム運動の取り組みについて>

地域ミニマム運動は、個別賃金実態調査の数値をもとに、地域で生活できる最低賃金を地域ごとに「地域ミニマム」として設定する。地域において「これ以下の賃金水準の労働者をなくしていく」ため、春季生活闘争と一体となって取り組む運動である。

地域ミニマム運動を 2022 春季生活闘争の重点課題と位置づけ、構成組織と地域協議会が一体となって取り組み、地域、職場の不公平、不合理な格差の是正と底上げを図っていく。

1. 連合栃木「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み指標

自組合の賃金と社会的横断的水準を確保するために下記指標を比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引上げを求める。また、獲得した賃金改善原資の各賃金項目への配分等にも積極的に関与する。

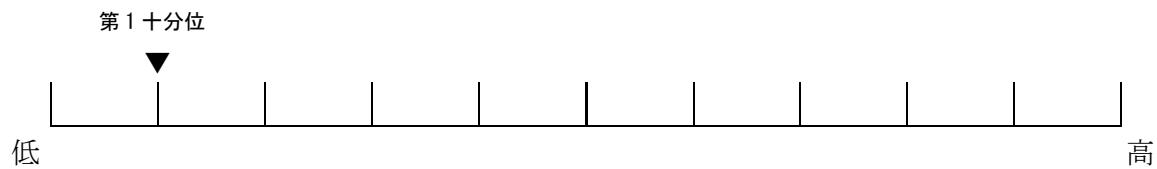
(1) 2021 年調査 全産業男女計 賃金 (10,225 人／57 組合)

▶ 1 年 1 歳間差 6,762 円 平均年齢 38.9 歳 平均賃金 295,554 円

年 齢	平均	第 1 十分位	第 1 四分位	中位数	第 3 四分位	第 9 十分位	第 1 十分位 3 次回帰	第 1 四分位 3 次回帰
18	171,500	162,700	163,100	175,000	176,000	193,000	160,200	158,800
20	182,100	167,200	172,500	179,000	191,000	199,400	171,100	174,500
25	229,500	200,100	208,200	228,500	242,900	253,400	195,100	208,000
30	258,200	219,700	231,500	255,000	281,500	303,900	215,200	234,700
35	294,300	227,900	253,800	287,400	333,300	365,400	231,900	255,900
40	316,700	244,100	282,000	311,600	356,500	388,900	246,900	273,100
45	320,900	252,900	281,000	312,500	359,200	398,400	258,400	287,900

【分位数について】

- ・分位数：労働者を賃金の低い者から高い者へと並べ等分し、何等分目かに位置する者の値。
- ・第 1 十分位数：全体を十等分し、低い方から 1/10 (10% 目) に当たる人の賃金。



- ・第 1 四分位：全体を四等分し、低い方から 1/4 (25% 目) に当たる人の賃金。
- ・中位数：全体の真ん中 (50% 目) に当たる人の賃金。
- ・第 3 四分位：全体を四等分し、低い方から 3/4 (75% 目) に当たる人の賃金。
- ・第 9 十分位：全体を十等分し、低い方から 9/10 (90% 目) に当たる人の賃金。
- ・第 1 十分位 3 次回帰：18 歳から 55 歳までの下位 10% 目を滑らかな曲線で示した賃金。

(2) 連合栃木 2022 地域ミニマム水準（単位=千円）

20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳
167.2	200.1	219.7	227.9	244.1	252.9

設定の根拠と考え方

連合栃木 2022 地域ミニマム水準は、個別賃金実態調査（2021年7月～12月）の全産業男女計の集計結果にもとづく年齢別賃金特性値（第1十分位）を基に設定する。設定年齢を20・25・30・35・40・45歳の6つの年齢ポイント別に設定する。

（参考1）2021年調査 全産業男女計 300人未満規模 賃金（3,871人）

▶ 1年1歳間差 4,761円 平均年齢 39.1歳 平均賃金 272,387円

	平均	第1十分位	第1四分位	中位	第3四分位	第9十分位
18	169,200	163,100	163,100	170,800	175,500	176,000
20	178,400	166,000	167,200	174,000	179,400	191,000
25	225,400	185,000	199,800	210,300	239,900	250,700
30	237,200	203,800	216,900	230,800	253,800	284,000
35	258,400	213,700	227,300	252,000	275,900	303,500
40	287,300	222,200	241,700	291,500	317,500	355,900
45	305,200	233,300	273,500	299,800	333,700	369,600

（参考2）2021連合リビングウェイジ（栃木県 月額）

自動車保有あり 215,000円（単身世帯）

自動車保有なし 165,000円（単身世帯）

（参考3）2021労働条件調査（連合栃木総研）より

高卒初任給（生産職）平均（76組合） 170,836円

企業内最低賃金協定額平均（74組合） 164,400円

（3）地域ミニマムの活用

①調査結果にもとづき、2022地域ミニマム水準を下回る賃金がある場合

a) その是正を図る取り組みを推進する。

b) 格差が大きい場合は、構成組織と協議し、是正のための中期計画を作成し、是正をはかる取り組みを推進する。なお、下回る賃金がない場合は、規模別（全産業計または300人未満計）の年齢別賃金特性値表の第3四分位、第9十分位などを参考に目標水準を設定し、その水準を下回る賃金をなくす取り組みを推進する。

②データ未参加組合の取り組み

各組織が自組織のデータ集約に向けた取り組みを検討する。

以上